【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 2024年 3 月21日

【会社名】 株式会社フィット

【英訳名】 Fit Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴江 崇文

【本店の所在の場所】 徳島県板野郡松茂町中喜来字群恵39番地1

【電話番号】 088-624-7301

【事務連絡者氏名】 執行役員 溝手 妥

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目11番5号 CROSS OFFICE 渋谷 Medio8E

【電話番号】 03-6433-5560

【事務連絡者氏名】 執行役員 溝手 妥

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2024年3月19日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2024年3月19日

## (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

持株会社体制に移行のため、当社の商号を「株式会社GreenEnergy & Company」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更を行うため、現行定款の第1条(商号)及び第2条(目的)を変更するものであります。

また、第1条(商号)の効力発生日及び第2条(目的)の吸収分割の効力発生日に変更の効力が生ずる旨の附則を変更するものであります。

## 第2号議案 資本金の額の減少の件

当社は、持株会社体制への移行により子会社の経営管理事業と子会社に対するバックオフィス業務を営む純粋持株会社になる予定であることから、その実態企業規模に合わせるため、また、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

なお、本件は純資産の部の科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変更はないため、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではなく、また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

減少すべき資本金の額

資本金の額980,201,000円を960,201,000円減少して、20,000,000円とします。

なお、当社が発行しているストック・オプション(新株予約権)が減資の効力発生日までに行使された場合は、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額960,201,000円をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年 3 月21日

本件は純資産の部における科目間の振替処理であり当社の純資産額の変動はございません。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)	ŗ
第1号議案 定款一部変更の件	31,103	74	0	(注)	可決 99.	8
第2号議案 資本金の額の減少の件	31,062	115	0	(注)	可決 99.	6

- (注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決 権の3分の2以上の賛成による。
- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上